### わが社の知財活動

## 株式会社タムロン

### 1. 会社の概要

(1) 会員名:株式会社タムロン

(2) 所属部会:関東金属機械部会第2分科会

(3) 業 種:精密機器

(4) 資本金:69億2,300万円

(5) 従業員数:1,052名

(6) 営業品目:精密光学機器

写 真 関 連 一眼レフカメラ用交換レンズ ミラーレスカメラ用交換レンズ

監視カメラ用レンズ

監 視 FA/マシンビジョン用レンズ &FA関連 TV会議用レンズ

&FA関連 IV会譲用レノム カメラモジュール

車載用レンズ

モビリティ コンパクトデジタルカメラ用レンズ &ヘルスケ ビデオカメラ用レンズ

ア, その他 ドローン用レンズ 医療用レンズ

(7) 経営理念

当社は2020年11月1日に創業70周年を迎える ことができました。

創業の精神を受け継ぎながら、次の10年、 100年企業に向けて成長していくため、新たな 経営理念体系を策定いたしました。

#### 经党理今

光を究め、感動と安心を創造し、心豊かな社 会の実現に貢献します。

### 経営ビジョン

#### 光とともに未来へ

喜びと感動にあふれ、安心して暮らせる「心 豊かな社会」を目指して、私たちは光学の技術 を追究します。

その可能性を拡げ、未来の社会課題に立ち向かい、新たな価値を世界中に提供していきます。

### 私たちの姿勢

**誠実** 何事にも真摯に、現場・現物・現実に 向き合い、公平・公正に取り組みます。

**挑戦** 常識に捉われず、広い視野を持ち、無限の可能性に挑みます。

**創造** 社会課題に対し、チームの力で立ち向かい、新たな価値を創造します。

(8) スローガンロゴ

# **TAMRON**

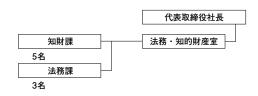
Focus on the Future



本社(埼玉県さいたま市)

### 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置及び名称



法務・知的財産室は、事業部から独立した コーポレート部門の位置付けです。大宮本社(さいたま市)にあります。

知財課は2020年まで特許課の名称でしたが、 本年1月に名称を変更しました。

### (2) 構成及び人員

知財課には5名が在籍しています。

管理者1名権利化と他社特許対応3名

出願事務及び商標 1名

営業秘密管理や知財関連契約については、法 務課が担当しています。

### (3) 沿 革

はじまり 開発管理部門にあった知的財産管理課が、知的財産管理室として独立

2007年 「管理」だけではないとして、知

的財産室に名称変更

2009年 経営企画室にあった法務機能を統

合

2021年 「特許」だけではないとして、特

許課が知財課に名称変更

現在に至る

### 3. わが社の知的財産活動

#### (1) 出願業務

今年度から,特許出願の自社内製化を目指し ております。

日本国出願及び拒絶対応を対象とし、将来的 にその半数以上での実施を標榜しています。

これまでも、中核技術分野における明細書については、自社の技術者が9割方記載している状況はありました。ただ、手続としては全て特許事務所に依頼していました。

開発部門にいたエンジニア1名が異動してきましたので,知財課で明細書の最終仕上げまで行っていく予定です。

手続については、特許出願から権利化、年金 管理まで期日管理のできるシステムを導入し、 対応しようと考えております。

狙いは,予算の枠に縛られない柔軟な出願戦 略を実現することです。

市場や技術動向により、どうしても追加で出 願したい特許が出てきます。ちょっと予算を オーバーしてしまうから翌年に持ち越すか,などと躊躇逡巡することなく,臨機応変,一気呵成に出願できる態勢を整えたいという考えです。この「知財管理」で理由を述べる必要もないと思いますが,あえて申し上げれば先願主義だからです。

### (2) テレワーク対応

緊急事態宣言時には、当社もテレワークに突 入しました。法務・知的財産室もテレワークが 原則でした。

知財関連業務にはかなり多くの書面による業務が残っています。システム導入を図りたかったのですが、全社的なドキュメント管理の見直し中であるため、大掛かりなものは取り入れられない状況でした。そのため、個別に帳票を見直して押印欄を削減したり、そもそも紙の回覧をやめ(てメールの同報で足りることとし)たりという細かな改善を積み重ねました。

会議については、意外なほどオンラインで代替できるものが多かった印象です。

以上により、出社人員7割削減という目標は ほぼ達成できました。

請求書関連業務だけはどうしても書面のやり取りが多く、やむなく担当者が週に1回程度出社して対応しました。

### 4. 今 後

案件によって、個別にパテントマップの作成等を行うことがあります。しかし、知財経営につながるようなIPランドスケープの段階にはいたっておりません。

コーポレートガバナンス・コードにも「知的 財産」の文字が入る時代です。先進的な会員の みなさまの事例を参考にさせていただきなが ら、知財を活用して、企業価値の向上に貢献し ていきたいと考えております。

(原稿受領日 2021年5月20日)